

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例

四街道市都市計画税条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項を附則第5項とし、附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項を附則第10項とし、附則第12項から附則第15項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第16項中「附則第6項及び第8項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第13項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第16項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の四街道市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。